

町県民税の申告は3月16日(月)までに

平成30年中の所得の申告を参考にして、町県民税申告受付書の用紙を送付しています。

申告書が送られなくても、平成31年～令和元年中に公的年金以外の年金、生命保険の満期受取金などの所得があった人は申告が必要です。申告相談受付日程表は、広報こさか1月号をご確認ください。

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

(確認書類) マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、健康保険証など

※被扶養者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものを持参してください。

※簡易申告書へはマイナンバーの記載は不要です。

申告会場では

- 先に郵送している『申告受付書』を、会場の受付にある「受付箱」に入れてください。
- 受付書が送付されていない方は、当日備え付けの受付書に氏名を記入して入れてください。
- 税務署から確定申告のお知らせハガキが送付された方は、会場に持参してください。

収入が公的年金のみの方

- 申告会場へ来場していただく方

- (1)年齢、受給額にかかわらず所得税を年金から引かれている方
- (2)各種控除(社会保険料、生命保険料控除等)を受けないと住民税がかかる方(目安として、扶養者のいない場合で、年金受給額が65歳未満で103万円、65歳以上で153万円を超えていている方)

(1)、(2)に該当しない方で、簡易申告書が送付された方は、裏面に年金額を記入し、簡易申告書用の投函箱が設置された施設で、投函してください。

簡易申告書の提出だけでよい方

- 収入がなかった方、遺族年金、障害年金等非課税年金を受給されている方、非課税収入のみの方は、『町県民税簡易申告書』を記入して、役場本庁、七滝支所、十和田出張所、セパーム、川上公民館に設置している簡易申告書用の「投函箱」に入れてください。

申告が不要な方

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- 収入が1か所からの給与所得のみで、年末調整した給与支払報告書が、勤務先から小坂町へ提出されている人(勤務先でご確認ください)

簡易申告書が配布されない方

- 平成13年4月2日以降に生まれた方
 - 平成30年中の収入が給与収入のみの方
 - 大館税務署から確定申告の案内があった方
- ※ただし、平成31年～令和元年中に小坂町に転入された方は、前年中の申告内容が分かりませんので、全員に申告書を送付しています。

お問い合わせ先

町民課税務班(TEL29-3904)

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場にいます。
税務班へのお問い合わせの回答は、折り返しの電話にてお伝えしますのでご了承ください。

確定申告に便利な e-TAXを利用してみませんか

①WEBサイトから簡単申告

国税局のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、24時間いつでも利用できます。

②添付資料の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票は、提出を省略することができます。

③還付金の受け取りがスピーディー

通常は1か月半程度かかりますが、e-TAXは10日～3週間程度に短縮されます。



詳しくは、国税庁WEBサイト e-TAXコーナー <http://www.e-tax.nta.go.jp>